

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・山口県業務委託仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- (1) 受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用に出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）((一財)日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 15 日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料 100 万円以上の場合、業務完了後 15 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表 1 工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。

- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について

受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

- (2) 事故発生時の対応

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。

- (3) 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。

- (4) 業務に関する配慮事項

ア 生活環境対策

低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

西部排水区浸水対策検討業務 仕様書

1. 業務目的

下関市新地西町及び上新地町三丁目においては、近年の気候変動による大雨の増加や、宅地開発等に伴う流出増により、浸水の被害が発生している。本業務は、これらの浸水箇所を抱える西部排水区（計画面積約 110ha）を対象に、流出解析により浸水のメカニズムを明らかにするとともに、当該地区の特性や既存排水路の状況を踏まえた、対策案を策定することを目的とする。

2. 業務範囲

西部排水区 A=110ha

3. 業務内容

3.1 計画準備

業務の目的・主旨を把握した上で、業務の基本方針、工程計画等をとりまとめた業務計画書を作成し、協議打合せの上計画方針を明らかにする。

3.2 基礎調査

3.2.1 資料収集整理

対象区域における浸水実績、下水道管きょ、下水道計画、放流先の状況等、業務に必要な基礎資料を収集し整理する。

3.2.2 現地踏査

現地踏査により、地形や土地利用状況、排水施設状況、浸水原因等を把握する。

3.3 雨水管渠計画

3.3.1 現況施設能力の評価

3.2 の調査結果をもとに排水区域の確認を行うとともに、既設管きょ（原則末端まで）について、60mm/hr 降雨における流量計算表及び区画割平面図の作成（原則、合理式による流出量計算、等流計算による流下能力評価とする。）を行い、管きょ能力不足区間について把握を行う。

3.3.2 対策施設計画の検討

3.3 の検討により、60mm/hr 降雨に対応する上で課題となる事項について整理し、段階的な整備手順を考慮した複数の対策施設案を検討・立案する。

3.4 流出解析モデルの時点更新

「内水ハザードマップ作成業務（筋ヶ浜処理区）（H27.9）」において構築したモデルを基本と

して、600mm 未満の水路の追加、近年整備した施設の反映、地表面データの時点更新、メッシュサイズを 25m×25m から 5m×5m へ変更など、解析精度向上を目的としたモデルの更新を行う。

3.5 浸水シミュレーション

3.4 で更新した流出解析モデルにより、現況施設及び対策施設について、60mm/hr、照査降雨及び想定最大規模降雨の 3 降雨に対して浸水シミュレーションを実施し、浸水要因を明らかにするとともに、3.3.2 で立案した対策施設の効果を検証する。また、経済性や施工性など複数の項目に基づき評価した上で、最適案を選定する。選定した最適案は、浸水シミュレーションによる効果を確認の上、段階的な整備計画を策定する。(シミュレーションケース：現況、暫定計画、将来計画)

3.6 提出図書の作成

以上の検討結果をとりまとめた提出図書を作成する。

3.7 打合せ協議

打合せについては、着手、中間（3回）、最終打合せを行う。なお、着手及び最終打合せには、管理技術者が立会う。その他監督員が必要と認める場合についても行う。

4. 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、成果品の作成にあたって様式等は監督員と協議する。

- (1) 成果報告書（A4 判製本） 黒表紙 金文字 製本・2 部
- (2) その他関係図書（参考資料） 一式
- (3) 打合せ議事録 一式
- (4) 電子データ（CD または DVD で提出） 一式

特記仕様書

下記事項について該当がある場合には、必要に応じ「工事」を「業務」に読み替えるなどして、適宜対応すること。

- (1) 管理技術者及び照査技術者については、最新の「山口県業務委託共通仕様書」によることとし、配置要件については別紙1のとおりとする。

なお、業務に該当する選択科目及び部門は「下水道」とすること。また、資格要件(別紙2-1)の資格とは別に、「下水道法第22条に規定する資格を有する者」も該当資格とする。さらに、国土交通省登録技術者資格における資格が対象とする区分は以下のとおりとする。

資格が対象とする区分		
施設分野	業務	知識・技術を求める者
下水道	計画・調査・設計	管理技術者

- (2) 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定め(見積り上の参考資料として示す代価表や参考図は特別の定めに当らない。)がある場合を除き、受注者の責任において定める。
その内容については、工事に着手するまでに施工計画書により監督職員へ提出する。

- (3) 受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い、十分現状を把握した後、工事に着手すること。
a. 地下埋設物 b. 架空線 c. 周辺施設(学校・病院等) d. 道路及び河川状況 e. 家屋
f. 汚水樹設置確認 g. 井戸 h. 用地確保 i. その他(地盤条件等)

- (4) 地下埋設物等の影響により設計図書通りに施工する事が困難な場合には、直ちにその詳細について理由書及び調査データを提出の上、監督職員と協議し、指示を受ける。

- (5) 受注者は、関係官公庁、その他の者に対する必要な申請手続きは速やかに行い、工事に支障の無いよう努めること。なお、手続きに要する費用は受注者の負担とする。

- (6) 工事用電力及び用水は、特別の定めがある場合を除き受注者の負担とする。

- (7) 近接工事及び関連工事がある場合は、工事の進捗に支障の無いよう業者間で工程の打合せを十分に行い、その内容について監督職員の確認を得ること。

- (8) 本工事のために資機材の保管場所及び仮置場並びに現場事務所を設置する場合は、特別の定めがある場合を除き、受注者の負担により設置する。

- (9) 本工事が鉄道の近接工事に該当する場合は、列車の安全な運行を確保するため、当該鉄道管理者の指示に基づき、鉄道施設協会が認定した「工事管理者」や「列車見張員」を配置すること。

- (10) 公衆災害の防止について

①作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶ事のないよう注意すること。特に民地等に隣接した作業場において、機械・材料等の仮置きには十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならぬ。(例:作業場周辺の民地に無断で立入り昼食をとること、ゴミを放置すること等の行為をしてはならない。)

②作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。(例:看板設置や資器材の仮置きで住民家屋に損傷を与えてはならない。)

③作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めること。(例:路面段差や陥没についてよく注意を図り、事故等の無いようにすること。)

(11) 道路使用条件の遵守について

①警察署、道路管理者等から指示を受けた作業時間を必ず守り、日々交通規制の早期開放に努めること。また、国・県道では特に作業時間の制約を受けるので注意すること。

②埋戻し後は、路面の平滑性を確保するため即日仮復旧を施すこと。また、本舗装を施工するまでは、仮舗装の状況を常時点検し、凹凸のないよう心がけること。特に降雨時等には巡回し、必要に応じ監督職員に状況を報告すること。

③歩行者の安全確保及び円滑な交通誘導を行うため、道路工事現場に精通した交通誘導員(警備業法第2条第4項に規定する警備員であること)を配置すること。

また、工事箇所が特定の路線及び区間に該当する場合は、検定合格警備員の配置が義務づけられているので、遵守すること。

(12) 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品を完成通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

なお、提出部数等については次のとおりとする。

①報告書及び設計図製本(A4版) …… 2部

②電子データ(DVDまたはCD等) …… 1枚

(13) その他

特記仕様書(環境編簡易) (別紙3) 及び特記事項(別紙4, 5)を遵守すること。

**土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件**

別紙1

業務の種類	管理技術者	照査技術者
<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する
<input type="checkbox"/> 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する または ※1の際には、精度管理を照査と読み替えるとともに、照査技術者を配置する
<input type="checkbox"/> 地質・土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する
<input type="checkbox"/> 用地調査等業務	配置すること	配置しない
<input type="checkbox"/> 積算業務	配置すること	配置しない
<input type="checkbox"/> 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

※1 山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領による低入札価格調査の対象であるとともに、調査基準価格を下回った者と契約を行う場合

**土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件**

○ 設計業務

技術者の配置	管理技術者	照査技術者
資格要件	<p>配置する</p> <p>技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタント協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)^{注1}[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]^{注1}の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注2}</p> <p>ただし、業務委託金額が100万円未満の場合は、資格を問わない。</p> <p>(発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く)</p> <p>注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く</p> <p>注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者</p>	配置する・配置しない

※ 本業務で求める資格

- ・技術士の部門 : 上下水道部門
(技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。)
- ・RCCMの専門技術部門 : 下水道部門
- ・国土交通省登録技術資格 :
- ・技術管理者の登録部門 :
- ・土木学会認定技術者①: _____ 分野
- ・土木学会認定技術者②: _____ 分野

①:特別上級技術者、上級技術者(コースA)、1級技術者(コースA)

②:上級技術者(コースB)、1級技術者(コースB)

別紙3

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となるいる製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙4

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するためには甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うも

のとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9　乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙5

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。
(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

